

令和5年長浜市農業委員会9月定例総会会議録

令和5年9月11日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（17人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	17番	小畑 義彦	18番	池田 美由紀
	20番	西橋 絹子		

2. 会議に欠席した委員

15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
19番	二矢 秀雄		

3. 会議に出席した職員

局長 田中 昌幸、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則、
副参事 中北 吉紀、副参事 近藤 英昭、主査 林 清次

4. 議案等

報 告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第163号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第164号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第165号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第166号	農用地利用集積計画案について
議案第167号	農用地利用集積等促進計画案について
議案第168号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第169号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について

5. 議事録署名委員

4 番 多賀 正和

6 番 森川 ゆり

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和5年9月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内17名と過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、8月18日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので、職員も出席しております。8月22日、滋賀県都市農業委員会連絡協議会会長会議が高島市で開催されましたので、会長に出席していただきました。事務局からも局長の私が同行しております。8月31日、農業委員、農地利用最適化推進委員ブロック研修会が彦根市で開催されましたので、会長、副会長、各委員長に出席していただきました。事務局からも職員が同行しております。

次に、今月の審議事項につきましては3条申請が10件、4条申請が1件、5条申請が9件と、農用地利用集積計画案の決定、農用地利用集積等促進計画案の審議、土地改良事業参加資格交替承認、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定に伴う審議、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る9月4日に、当番委員、18番の池田美由紀委員、20番の西橋絹子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしく願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

本日の欠席通告欠席委員の報告、15番の大塚高司委員、16番の阿辻康博委員、19番の二矢秀雄委員の欠席通告をいただいています。

本日の議事録署名委員報告、4番の多賀正和委員、6番の森川ゆり委員、両委員よろしくお願いします。

それでは、会議にはいります。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転届出について、令和5年9月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、平方町地先、畑3筆、434㎡を貸資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南西に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西と南と北は雑種地です。

番号2、土地の表示、室町地先、田2筆、640㎡、畑1筆、651㎡、合計1,291㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は

宅地、西は里道、南は道路、北は田です。

番号3、土地の表示、室町地先、田2筆、231㎡を資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は区画整理道路、南は畑、北は畑です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和5年9月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、畑1筆、104㎡を、売買により宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東と西は区画整理事業用地、南は道路、北は水路です。本件は室町土地区画整理事業区域内の農地で、令和4年10月17日付、4条届出受理済の農地で造成も済んでいる農地ですが、今般売買が成立し、本届出となったものです。本来ならば、一度届出を受理しており造成も済んでいる為、再度、届出は不要なのですが、法務局より再度5条届出を出すよう指示があったため、所在や面積を併記しているのも登記申請上必要との指示があったからです。

番号2、土地の表示、神前町地先、田1筆、124㎡を、売買により住宅するために転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和5年9月11日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計6筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田6筆、5,979㎡の解約です。番号1から4は相対で、転用目的のための解約です。番号1は後にご説明させていただきます、議案163号、農地法3条申請番号7と、議案第166号、農地法5条申請番号3に係る解約で、番号2から4までは議案第166号番号2に係る解約です。次に番号5と6につきましては、農地中間管理事業による解約で、耕作目的の解約となっております。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

まず、議案第163号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第163号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和5年9月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案書の説明をさせていただく前に、申請番号3については、申請者様の都合により、取り下げされましたので、ご報告いたします。

それでは、ご説明いたします。今月は、3条申請が9件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、西浅井町祝山地先の畑1筆、195㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、一部耕作はされておらず、雑草等が繁茂していますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は、他府県の方ですが、耕作可能な譲受人は申請地に隣接する宅地とともに、既に譲渡人から申請地を購入されており、今般、法改正により所有権移転登記を行うため申請されたものです。

番号2、土地の表示、山ノ前町地先の登記地目、田1筆、619㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の登記地目田で、現地確認をしたところ、耕作がされている状況です。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。耕作可能な譲受人は、申請地隣接の土地について、令和2年5月12日に、5条の許可を得て宅地として譲渡人から購入済みで、既に購入されている申請地については、法改正があったことから、所有権移転登記を行うため申請されたものです。なお、申請地は、今後は畑として耕作を行うとのことです。

番号3、土地の表示、加田町地先の畑1筆、195㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、ある程度雑草もありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は他町の方であり、管理等の観点から、申請地と同じ集落で耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、大寺町地先の畑2筆、325.40㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は空き家に付随した農地で、今後、譲受人において耕作されとのことで話がまとまり申請されたものです。

番号5、土地の表示、小一条町地先の登記地目、田1筆、39㎡と、畑1筆、62㎡を、贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の登記地目、田と畑で、現地を確認したところ、野菜の作付けがなされていました。譲渡人は他府県の方で、管理ができないことから、耕作可能な譲渡人の親戚である譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、現状のとおり、登記地目、田の部分も畑として耕作を行うとのことです。

番号6、土地の表示、東上坂町地先の登記地目、田1筆、478㎡を、売買にて権利を取得されるものです。譲渡人と譲受人は同じ集落の方です。譲渡人は高齢となり管理ができず、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、申請地は分筆されており、分筆されたもう一つの土地は、この後説明をさせていただきます、議案番号第165号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についての申請番号3により、譲受人が宅地に転用すべく申請されており、今後、宅地に隣接する申請地については、畑として耕作をされるということです。

番号7、土地の表示、余呉町国安地先の田1筆、403㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ、稲穂が伸びておりました。譲渡人は他府県に居住されており、高齢となってきたことや、また相続人は農業をされないこともあり、所有地の処分をされている状況です。今般、申請地に居住されており、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号8、土地の表示、余呉町東野地先の田1筆、583㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地を確認したところ稲穂が伸びておりました。譲渡人は先ほど説明をさせていただきました申請番号7と同じ方で、本件も同様に、申請地に居住されており耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

番号9、土地の表示、余呉町国安地先の田1筆、3,110㎡と、余呉町東野地先の田1筆、4,917㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地はいずれも青地の田で、現地を確認したところ稲穂が伸びておりました。こちらも譲渡人は先ほど説明をさせていただきました申請番号7と同じ方で、本件も同様に、申請地に居住されており耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

以上、申請番号1から9につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの方、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第163号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第163号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第163号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第164号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第164号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年9月11日、長浜市農業委員会会長名。

議案第164号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついていますが案件につきましては、さる8月21日に、農地等調査委員会の將亦委員長、3番の家倉和行委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和5年9月4日に、18番の池田美由紀委員、20番の西橋絹子委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、新栄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

(池田委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、新栄町地先、畑、152㎡、転用目的を物置敷地とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は里道、南は里道、北は申請者所有農地です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに造成されております。これは、申請人の先代が、約60年前に自宅と物置を立てるために整備したもので、空き家売却のための事前調査の結

果、転用許可を得ていないことが判明し、今回、申請されたものです。なお、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出されており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第164号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第164号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第165号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第165号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和5年9月11日、長浜市農業委員会会長名。

議案第165号につきましては、今月の締切までに9件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、先の議案第164号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

申請番号1、余呉町下丹生地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地におい

ては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告いただきます。

（西橋委員）

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、余呉町下丹生地先、田、631㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は原野、南は水路、北は里道です。

写真をご覧ください。借受人は屋根瓦業を営んでおり、現在、実家の敷地に設置している資材置場が手狭になり、近隣住民に迷惑をかけることが少なく、現資材置場に近くの場合として申請地を適地と考え、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接農地に農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、乗倉町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、既存施設の面積の2分の1までの拡張である場合には例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

（池田委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、乗倉町地先、田3筆、2,068㎡、契約内容は売買で、転用目的を倉庫、工場、駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は譲渡人所有農地、南は水路、北は農道です。

写真をご覧ください。譲受人は昭和45年から乗倉町に工場を建築し、プレス加工、自動カッター加工等の事業を展開し、何度か工場の増築を行ってきましたが、今回、さらなる規模拡大を計画し、現工場敷地に近い申請地を適地と考え、所有者とも売買の話がまとまり、申請されたものです。なお、資金の関係もあり、一度に整備できないものの、将来的には、現工場敷地の西側にある市道と農道と墓地に囲まれた農地のうち、3分の2程度の農地に工場等を建築する計画を想定している旨、確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地西側の隣接農地との間に素掘りの

水路を設置し、南側水路に排出される計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告をいただきます。

（西橋委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、東上坂町地先、田1筆、畑1筆、499㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は譲受人所有予定農地、南は農地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は東上坂町に居住しているものの、介護用の車が入れる道路に面していないことから、集落内で適地を探し、譲渡人と話がまとまり、申請されたものです。なお、申請地の西側農地は、3条申請の案件としてご審議いただいた農地で、畑として使用する旨確認しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地東側に集水桝を設置し、東側道路の側溝に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、尊野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

（池田委員）

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、尊野町地先、畑、191㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地も含めて、空き家を購入する契約を結び、同集落に移住する予定で、申請地は自宅駐車場にする計画を立て、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側道路の側溝に排出する計画になっ

ており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5、余呉町川並地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告をいただきます。

（西橋委員）

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、余呉町川並地先、畑4筆、498㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場、資材置場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は水路です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに造成されております。これは、譲渡人の先々代が、約50年前に農業用資材置場として整備したもので、今回、譲受人が川並で経営している飲食業の従業員駐車場を確保するために、申請地の売買の話を進めるにあたり、事前調査を行ったところ、転用許可を得ていないことが判明し、今回、申請されたものです。なお、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地にもないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号6、七条町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会からの同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

（池田委員）

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、七条町地先、畑2筆、377㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は農道、北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は長らく空き家として放置されていましたが、申請地の近くに実家がある譲受人が定期的に管理されており、今回、同敷地を購入して駐車場として使用することになり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、自然浸透で排出する計画になっており、隣接農地にもないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号7、加納町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告をいただきます。

（西橋委員）

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、土地の表示、加納町地先、田、287㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は雑種地、南は里道、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人が両親の住んでいる町内で住宅敷地を探していたところ、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は、敷地南側に集水桝を設置し、南側水路に排出する計画になっており、隣接農地もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号8、湖北町青名地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、池田委員よりご報告をいただきます。

（池田委員）

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は、土地の表示、湖北町青名地先、田2筆、畑1筆、431㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の隣接地に親とともに同居しており、手狭になってきたので、申請地に住宅を建築する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。なお、申請地はすでに造成されており、これは、譲渡人の先代が50年以上前に資材置場として使用するために、造成されたもので、今後は許可を得ずに農地を転用する行為はしないとの添付書類の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水排水は、隣接農地との境界にL型擁壁を設置するとともに、浸透枿を通じて排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号9、新庄馬場町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意を得られていることから受け付けていると考えております。本案件の詳細につきましては、西橋委員よりご報告をいただきます。

（西橋委員）

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、新庄馬場町地先、畑、512㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は水路、南は農地、雑種地、北は里道です。

写真をご覧ください。譲受人の経営している法人は、申請地の南側敷地を資材置場として使用しているものの、手狭になってきたため、敷地の拡張を計画し、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水排水は自然浸透及び素掘りの水路を通じて西側水路に排出する計画になっており、隣接農地に影響を及ぼす可能性もないことから、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第165号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

（会長）

私から、番号2についてお聞きします。面積が2,000㎡を超えるので、これは諮問案件ですか。

（事務局）

お答えします。こちらにつきましては、第一種農地と判断しており、面積が2,000㎡を超える本案件は、本日、議決いただければ諮問案件となっております。

（会長）

諮問案件ということですね。はい、わかりました。他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第165号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第166号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第166号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和5年9月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権の設定の案件がございます。利用権の設定につきましては、所有者3人、取得者3人、筆数は3筆、面積は1,731㎡を利用権の設定をされる計画です。それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルが、利用権設定について、と記載されている番号1から番号3はすべて、相対により、地元農業者等に利用権を設定される計画です。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第166号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第166号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第167号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第167号、農用地利用集積等促進計画案について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により決定を求めます。令和5年9月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、新規の中間管理権の設定の案件がございます。まず、番号1から番号6までが新規の中間管理権の設定でございます。計画では、貸し手4人に対して借り手が3人で、筆数は6筆、合計の面積で、12,493㎡を利用権設定される計画です。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第167号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第167号、農用地利用集積等促進計画案については、農業委員会として、意見なし、として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、意見なし、と決定し、市長に報告いたします。

(会長)

次に、議案第168号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第168号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和5年9月11日提出、長浜市農

業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にごございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から番号15の15件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第168号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

それでは、議案第168号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第169号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第169号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、このことについて農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により意見を求めます。令和5年9月11日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、本日担当課の農業振興課の職員がきておりますので説明していただきます。
よろしくお願いします。

(農業振興課)

農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様方には、日頃から市政各般とりわけ、地域計画の策定にご尽力賜っておりますことに対しまして、厚く御礼申し上げます。地域計画につきましては、現在、農業者と集落の方との話し合いを行いまして、集落で合意形成後に地域計画の案として、25集落からご提出をいただいております。10月からは第2弾とし

て、約80集落の策定を目標に推進していきます。引き続きご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

今回、お時間をいただきましてご意見をお聞き伺いします、基本構想の見直しにつきましては、基盤強化法が改正され、県が定める基本方針が変更されたことに伴いまして、市の基本構想は見直しをするものです。この基本構想につきましては、長浜市の農業政策の推進におきまして、農業を職業として魅力とやりがいのあるものになるよう、農業者の所得水準の目標が農業経営の指標、農用地の利用集積の目標、認定農業者や新規就農者への支援のあり方等を総合的に定めるものとなります。それでは農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しにつきまして、令和5年2月に見直しを行ったばかりであることから、主な変更点につきましてお配りの資料に沿ってご説明させていただきます。

資料をご覧ください。農業経営基盤強化促進法、以下基盤法ですが、令和4年5月に改正されたことに伴い、長浜市で作成して農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想を改正する必要があります。また、全体的に文書および構成の整理、県の基本方針にそう形での内容の追加という項目の移動を行いました。

まず第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標の見直しです。担い手の確保の方向性等の項目を第三章へ移動しました。内容につきまして、変更はありません。

次に第2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の見直しです。組織形態の施設野菜、専作経営の指標を、今回、追加いたしました。そして、新たに農業経営を営もうとする青年等の項目を、第2の2へ移動いたしました。第2の2、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を追加しました。新たに農業経営を営もうとする青年等の指標等については第2から移動しました。内容については変更ありません。

次に第3、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項の拡充です。農業を担うものを確保、育成するために市が行う取り組み、農業関係機関、団体との連携や役割分担等の内容を記載させていただきました。

次に第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対するの農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項です。農用地の面的集積の目標について、目標の変更はありません。次に第5、農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項の見直しです。地域計画に関する事項を追加しました。地域計画の協議の場の設置に関する事項や区域の基準等について記載しました。基盤法の改正により、農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に変更されたことから、利用権設定等促進事業について削除しました。これにつきまして、令和7年3月末までの経過移行期間があります。

以上が、主な見直しの概要です。よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第169号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(將亦委員)

見直しについては、昨年に素案を提示されたと思うのですが、その時に、第3のところで、農業を担う者の確保及び育成に関する事項の拡充というふうに書いていただいて、農業を担う者を確保、育成するために市が行う取り組みや、農業関係機関、団体との連携や役割分担等の内容を記載というふうに書いていただいております。確か、素案の時に、もう少し詳しく書いてくださいとお伝えしたことが、このように直ったと私は認識をしたのですが、確か農業機関や団体との連携がしっかりしないと、担い手育成ができません、という意見を言ったと思うのですが、直していただいておりますので、結構かと私は思います。以上です。

(会長)

他にございませんか。

(中川委員)

素朴な疑問として、第2の2、新たに農業経営を営もうとする青年等の規模の記載がありますね。これは目標なので、経営面積が水稻等合わせて、10haですよ。いきなり農業に参画しようという方が10haというのは、いかにも私の個人的な思いとしては、規模が大きいのではと思う。目標ということであれば、それもそうなのかなという思いもします。

(農業振興課)

お答えします。こちらに記載してある類型につきましては、県で作成されました、経営ハンドブックや、県の事例をもとに、県の基本方針に沿って記載させていただいております部分であり、あくまでも標準的な例ということで、面積の状況や作業の工夫によって面積等が異なることから、画一的に新しい農業者に求めるものではございません。また、今回の見直しの主なものにつきましては、基盤強化法の改正によりまして、利用権設定の方が基盤強化法でできなくなるという形で削除させていただきました。また、新しく地域の策定についてどのように行うのか、ということがのっている改正になっておりますので、どうぞよろしくお願いします。

(会長)

先日も勉強研修会というのがあった時、県の職員が地域計画ということで、今、話されたことを説明されました。質疑応答の時に東近江の方が、私は田をたくさん作っておりますが、高齢の方からたくさん借りているという。年齢も80歳以上ということで、その田を

購入してほしいと言われているのですが、私のところの経営が成り立たなくなるので買えない。こういう場合はどうしたらいいのかという、これから起こりうる問題を話されておりました。皆様方の地域においても、この地域計画で最終的には耕作者を決めないといけません、その時にでも私は耕作できないから、誰か購入してほしいと言われた場合、対応の仕方がないというところがみられます。耕作者がいればいいのですが、そうでないところにおいてはどうしたらいいかなと思う。地域計画として、地図の作成はできると思う。しかし現実として、実際に耕作されるのかというところに問題が生じてくるのではないかと思います。事実、農地所有者の方に、耕作放棄地等を誰かに耕作してもらえないかと話したら、これは耕作放棄地ではない、私が利用しようと思っている、と言われた。今年の目標として、耕作放棄地を出さないようにしようと我々、農業委員、農地利用最適化推進委員が進めてきたのですが、今後、地域計画が軌道にのると、場合によっては耕作放棄地が出てくる可能性が多々あるというふうな感じがします。今まで農業委員は、何とか耕作放棄地を出さないようにと率先して作付けをしてきたのですが、この辺が崩れてくるかと思っています。

ただ今より、暫時休憩を宣言いたします。

(会長)

それでは、再開します。

ご意見、ご質問等ございませんか。

(池田委員)

農業委員会からの意見具申に関わってくるのですが、第3、第2及び第2に掲げる事項のほか、のところで、例えば、農業を担う者の確保及び育成の考え方とか、長浜市が主体的に行う取り組みとか、役割分担の考え方とか、ここに明記していただいたのは有難いので、それを実際にご相談に乗っていただくとか、支援していただくとか、サポートしていただくというのを構想にとどまらず、実現していただくところまで動いていただかないと、これは、これだけのものになってしまうと思いますので、その旨をお伝えした上で、お願いしたいと思います。以上です。

(会長)

貴重な意見が出ましたので、そういった事受け止めて、実現していただきたい。

他にございませんか。

(將亦委員)

9月15日までに意見を出すこととなっておりますが、意見なしでもいいのですが、構想で終わるのではなく、定期的に推定をしていただくように願いたい。今後のスケジュールとし

て、令和5年9月15日には、農業委員会やJA等に回答いただく予定となっております。その中で、第3、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保および育成に関する事項、2、長浜市が主体的に行う取組という項目の新たに農業経営を始めようとする青年等については、青年等が就農する地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、となっております。これを長浜市が青年等就農計画を、各地域や団体に作成を促しているのですよね。これは市が行うのではないですよね。

（農業振興課）

そうですね。地域で新規就農者を地域計画に入れて、地域の一員として農業やってもらうということになります。

（将亦委員）

その次が、その計画の遂行、確実な定着、経営発展のために必要となるフォローアップを行う。要するに、促しながら確実にそれができるかどうかというフォローをアップするわけです。

（農業振興課）

はい。農業技術や、農業経営のノウハウ等を県や農協と一帯となって行っていこうと思っております。

（将亦委員）

要する計画を作るように促して、それが遂行されるように市が行うところなのですが、この計画作成のフォローアップでなく、できれば団体の経営がうまくいくようなフォローアップをしていただけると有難い。これは構想となっているので、やむを得ないのかと思うのですが。今、農業の現状というのは、法人もあれば、個人経営体もあるというところで、高齢になられた農業者が辞めていかれる。それも認定農業者が辞めていかれるというところで、そこで新たな農業経営を営むもうとする青年等という、第2の2、という項目をつくってまで、新たな農業者に目を向けようという構想になっていると思います。そこで、離農される方の農地が利用されるような仕組みが地域計画の中でとなっておりますが、なかなか地域計画の現状をみていると、そこまで計画をするというのはなかなか難しい。新たに就農する青年達をどのように含めてくるのか、というところが課題だと私は思います。そこのところをもう少し、しっかりとフォローアップを市として考えられると難しいのでしょうか。もう一つは、農用地利用改善事業というもので、2つの農地を連携しながら、とありますが、やはり、2つの農業組合と市は、密接なる連携を図りながら、こちらの構想の実現を図っていただかないと、構想倒れになりかねないと思いますので、よろしくお願いいたします。できれば構想を進めるために、市が主体的な行動も取っていただければありが

たい。

（農業振興課）

この基本構想につきましては、基本的な方向性のお示しさせていただくものであり、具体的な新規就農者の呼び込み等につきましては、これに基づいて、市の中で関係機関と相談させていただきながら、政策立案を進めることとなりますので、今は答えが出るものではないかと思います。

（將亦委員）

この構想については、私は異議がないと考えておりますが、遂行するためにいろいろな努力と連携が必要だとは思いますが、この意見、構想そのものが適宜な構想だと私は考えますので、そういうふうに回答したらどうかと思います。

（会長）

他にございませんか。

（事務局）

構想の意見とのことですので、本日、頂きましたご意見とともに、実現に向けた具体的な取り組みを示してください、というような、市としての役割をしっかりと果たしていただくような意見等を付けることにしてはどうでしょうか。

（会長）

他にございませんか。

（会長）

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、市長から意見を求められました議案第169号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認するものとし、市長にこの旨を回答することといたします。

（会長）

以上で、本日の議案審議を終了します。